

高鍋町告示第26号

平成20年第3回高鍋町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年9月1日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成20年9月4日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

開会日に応招した議員

緒方 直樹君	山本 隆俊君
池田 堯君	後藤 隆夫君
大庭 隆昭君	柏木 忠典君
矢野 友子君	岩崎 信也君
八代 輝幸君	徳久 信義君
中村 未子君	春成 勇君
永谷 政幸君	時任 伸一君
黒木 正建君	水町 茂君

9月8日に応招した議員

同上

9月16日に応招した議員

同上

9月17日に応招した議員

同上

9月18日に応招した議員

同上

応招しなかった議員

平成20年 第3回(定例)高鍋町議会会議録(第1日)

平成20年9月4日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成20年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 本省要望の報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 平成19年度高鍋町一般会計継続費精算報告について
- 日程第5 報告第6号 平成19年度財政健全化判断比率報告について
- 日程第6 報告第7号 平成19年度公営企業資金不足比率報告について
- 日程第7 同意第1号 公平委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第38号 高鍋町営持田団地建替事業(第2工区)建築主体工事(E-1-3棟)工事請負契約について
- 日程第11 議案第39号 (仮称)高鍋町持田地区老人福祉センター建築主体工事工事請負契約について
- 日程第12 認定第1号 平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成19年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成19年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成19年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第5号 平成19年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第6号 平成19年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第7号 平成19年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会

#### 計歳入歳出決算認定について

- 日程第19 認定第8号 平成19年度高鍋町水道事業会計決算認定について
- 日程第20 議案第40号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第41号 議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第42号 高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第43号 高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第44号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第45号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第46号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第47号 平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第48号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 平成19年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 本省要望の報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第5号 平成19年度高鍋町一般会計継続費精算報告について
- 日程第5 報告第6号 平成19年度財政健全化判断比率報告について
- 日程第6 報告第7号 平成19年度公営企業資金不足比率報告について
- 日程第7 同意第1号 公平委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第38号 高鍋町営持田団地建替事業(第2工区)建築主体工事(E-1-3棟)工事請負契約について
- 日程第11 議案第39号 (仮称)高鍋町持田地区老人福祉センター建築主体工事工事請負契約について
- 日程第12 認定第1号 平成19年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成19年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第14 認定第3号 平成19年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成19年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第5号 平成19年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第6号 平成19年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第7号 平成19年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第8号 平成19年度高鍋町水道事業会計決算認定について
- 日程第20 議案第40号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第41号 議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第42号 高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第43号 高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第44号 平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第45号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第46号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第47号 平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第48号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 平成19年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

出席議員(16名)

1番 緒方 直樹君	2番 山本 隆俊君
3番 池田 堯君	5番 後藤 隆夫君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 未子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 黒木 正建君	18番 水町 茂君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

### 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君                      事務局補佐 田中 義基君  
議事調査係長 山下 美穂君

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	小澤 浩一君	副町長 .....	興梠 正明君
教育長 .....	萱嶋 稔君	代表監査委員 .....	井崎 俊博君
総務課長 .....	川野 文明君	企画商工課長 .....	東 啓三君
財政課長 .....	正崎 博君	都市建設課長 .....	間 省二君
環境整備課長 .....	日野 祥二君	農業委員会事務局長 ...	清野 秋實君
農業振興課長 .....	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長 ...	杉田順一郎君
町民課長 .....	山本 泰英君	福祉保健課長 .....	井上 敏郎君
税務課長 .....	竹内 昭博君	水道課長 .....	芥田 秀則君
教育総務課長 .....	永友 吉人君	社会教育課長 .....	松木 成己君
美術館副館長 .....	曾我部義雄君		

### 午前10時00分開会

議長（水町 茂） おはようございます。只今から平成20年第3回高鍋町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13番。おはようございます。平成20年第3回定例議会が召集され、去る9月1日に第3会議室において議会運営委員会が行われました。委員全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席をしました。

第3回定例議会に付議されました案件は、平成19年度の一般会計継続費、財政健全化比率の報告など、報告3件、公平委員の選任、教育委員会委員の任命2件の人事案件3件、平成19年度決算認定8件、工事請負契約2件、条例4件、平成20年度補正予算5件の合計25件が提案されます。

このうち報告3件、人事同意案件3件、工事契約請負案件2件については、本日本日において提案理由の説明、質疑、討論を経て採決となります。

平成19年度決算認定、条例、平成20年度補正予算5件については、特別委員会、各常任委員会へ付議されます。

決算議会でもあり、内容的に多く、質疑などについても時間を要すると思いますが、スムーズな運営への御協力をお願いをいたします。

執行部より各提案について説明を求め、委員の質疑を求めました。委員より、決算についての成果報告については、内容がわかりづらい、もっと見て聞いてわかるような内容としていただきたいとの意見があり、執行部から真摯に受けとめ考慮する考えが示されました。

次に、議会事務局から日程の説明を受けました。委員から、一般質問者は今回8名で、4名を1日とし、2日間で行うこと。決算議会で内容が多いため、特別委員会が終了すれば、常任委員会の審査も行うこともできることを確認いたしました。

以上、ボリュームのある第3回定例議会ですが、15日間の日程で不足ないことを委員全員確認し、一致したところであります。また、意見書など、提出の用意がありますが、これもまた日程内で消化できるものと判断したところです。

皆さんの活発な議論を期待し、議会運営委員会の報告といたします。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（水町 茂） 日程第1、会議録署名の議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって3番、池田堯議員、5番、後藤隆夫議員を指名します。

#### 日程第2．諸報告

議長（水町 茂） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略します。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、本省要望の報告を求めます。団長、黒木正建議員。

17番（黒木 正建君） 17番。おはようございます。それでは、本省要望報告を行いたいと思います。

去る7月24日、25日の2日間、国土交通省、防衛省に対する要望及び地元選出国会議会表敬を兼ねて上京いたしましたので御報告いたします。

参加者は、町長、大庭議員、八代議員、池田議員、私黒木に、間都市建設課長、川野総務課長、吉岐議会事務局長であります。

まず7月24日に名誉町民でもあります上条勝久氏を表敬訪問し、97歳とは感じさせない背筋のピンと伸びた姿勢で、議員に住所を尋ねられたり、高鍋のことを大変懐かしく思い出されている様子が伺えました。また、高鍋のために何かお手伝いがしたいとも意気

込んでおられました。

その後、国土交通省、防衛省に要望活動を行い、国土交通省には、近年ますます停滞の厳しくなった国道10号の停滞緩和促進並びに高鍋大橋の歩道橋設置について、国交省においては、その整備の重要性を認識され、既に事業採択をしていただき、早期の整備に向けて取り組んでいただいておりますが、昨今の道路特定財源の一般財源化等の影響も考える中で、一日も早い早期の整備が図られるよう特段の御配慮をいただくよう国土交通大臣、道路局長ほか、関係部課長に提言書を提出し、あわせて排水ポンプ車等の整備に関する提言も国土交通大臣、河川局長を初めとする関係部課長に要望書を提出してまいりました。

国土交通省への要望活動は、江藤卓衆議院議員秘書の案内をいただき、21名の要職の方々に、それぞれ要望書を提出し説明を行いお願いをいたしました。

続いて、防衛省に表敬訪問し、地方協力局局长、局次長、企画課長等と面談し、再編交付金の活用について、地域の要望に配慮した柔軟な振興策ができるよう重ねて要望いたしました。

翌25日には、宮崎県東京事務所を表敬し、所長を初め、企業誘致担当者等との意見交換を行いました。国内の大企業が集中する東京、目覚ましいスピードで毎日変化する経済社会情勢の中において企業誘致は厳しい状況にあるが、常時変化する経済や社会情勢等の情報を的確に集約しておくこと。また、町と関係する町出身者、郡内出身者等、個人や企業とのネットワーク等を構築しておくことが大事ではないかとも話されておりました。以上、簡単ですが、今回の本省要望についての御報告といたします。

以上でございます。

議長（水町 茂） 以上で、本省要望の報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。平成20年6月1日から平成20年8月31日までの政務について御報告を申し上げます。

まず、黒谷地区土砂災害防災訓練についてでございますが、6月1日日曜日に、黒谷地区住民、消防団及び土木事務所参加により、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の高揚を図ることを目的に、土砂災害防災訓練を実施いたしました。

次に、災害危険箇所点検についてでございますが、6月4日水曜日に、国・県及び関係機関等とともに町内の災害危険箇所を点検いたしました。また、県に要望をしておりました山下地区の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、本年度から工事着工していただく予定となっております。

次に、第56回高鍋町消防操法大会についてでございますが、6月29日日曜日、高鍋町スポーツセンターで開催をいたしました。各部とも日ごろの訓練の中で培った技術を十分に発揮し、大変すばらしい大会となりました。

次に、第47回東児湯支部消防操法大会についてでございますが、7月19日土曜、東児湯消防組合で開催されました。今回も激戦となりましたが、本町においては、第三部、第十一部が優勝、第九部が第2位と、すべての部門で入賞という輝かしい結果となりました。

次に、第31回宮崎県消防操法大会についてでございますが、8月29日金曜日、宮崎県消防学校で開催されました。本町においては、第三部が3位、第十一部もすばらしい操法でありましたが、残念ながら入賞には至りませんでした。

次に、災害時応援協定の締結についてでございますが、災害時の町が管理する電気設備の安全及び機能確保、避難時の町民に対する飲料水の確保を図るため、お手元の政務報告に掲げているとおり応援協定を締結いたしました。

次に、要望活動についてでございますが、7月にお手元の政務報告に掲げているとおり、国土交通省には国道10号の交通渋滞緩和促進、高鍋大橋歩道の設置及び宮越樋管排水ポンプ車等の設置について、防衛省には、新田原基地での訓練等に係る安全対策及び体制の確立、再編交付金の弾力的な運用について、その他要望活動を行ってまいりました。また、今回の要望活動を初め、さまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

以上、主立った政務について御報告を申し上げます。なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（水町 茂） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

### 日程第3．会期の決定

議長（水町 茂） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は会期日程予定表のとおり、本日から9月の18日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から18日までの15日間に決定しました。

### 日程第4．報告第5号

### 日程第5．報告第6号

### 日程第6．報告第7号

議長（水町 茂） 日程第4、報告第5号平成19年度高鍋町一般会計継続費精算報告についてから日程第6、報告第7号平成19年度公営企業資金不足比率報告についてまで、以上3報告を一括議題とします。

町長の報告を求めます。町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。報告第5号平成19年度高鍋町一般会計継続費精算報告に

ついてから、報告第7号平成19年度公営企業資金不足比率報告についてまでを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第5号平成19年度高鍋町一般会計継続費精算報告についてでございますが、高鍋庁舎廊下議場防音事業、庁舎3階石綿除去工事が終了し、継続費精算報告書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第6号平成19年度財政健全化判断比率報告及び報告第7号平成19年度公営企業資金不足比率報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月1日に一部施行されたことに伴い御報告するものでございます。

まず、報告第6号平成19年度財政健全化判断比率報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率につきまして御報告するものでございますが、いずれかの比率がそれぞれ括弧書きで記載されております、早期健全化基準値以上である場合には、財政健全化計画の策定を、また財政再生基準値として定められている実質赤字比率につきましては20%以上、連結実質赤字比率につきましては30%以上、実質公債比率につきましては35%以上のいずれかに該当する場合には、財政再生計画の策定を行わなければならないものでございます。

次に、報告第7号平成19年度公営企業資金不足比率報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございますが、その比率が経営健全化基準で定められております20%以上である場合には、経営健全化計画の策定が必要となるものでございます。当町につきましては、水道事業、下水道事業とも資金不足は発生しておりません。

以上、3件につきまして御報告を申し上げます。

#### 日程第7 . 同意第1号

議長（水町 茂） 次に、日程第7、同意第1号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小澤 浩一君） 同意第1号公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現委員の馬場文子氏が、平成20年9月23日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を公平委員会委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（水町 茂） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略します。

以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第1号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員と認めます。したがって、同意第1号公平委員会委員の選任につきましては同意することに決定しました。

・

#### 日程第8．同意第2号

議長（水町 茂） 次に、日程第8、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。同意第2号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

現委員の加行正和氏が平成20年11月30日をもって任期満了になりますことに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

このことにつきまして、御同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（水町 茂） 本件につきましては再任でありますので、略歴の説明を省略します。以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第2号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員と認めます。したがって、同意第2号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

・

#### 日程第9．同意第3号

議長（水町 茂） 次に、日程第9、同意第3号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小澤 浩一君） 同意第3号教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

米田修一氏が8月31日をもって辞職されたことに伴い、後任に杉田淳子氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

このことにつきまして、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（水町 茂） 続いて略歴の説明を求めます。総務課長。

総務課長（川野 文明君） それでは、略歴の御説明を申し上げます。

氏名、杉田淳子、生年月日、昭和37年10月20日生まれ、45歳、現住所、児湯郡高鍋町大字高鍋町631番地3、昭和56年3月宮崎県立高鍋高等学校卒業でございます。職歴等でございますが、昭和58年4月中崎歯科に就職、平成元年4月中崎歯科を退職されておられます。その後、平成元年5月より自営業ピアノ講師をやっておられます。現在に至っております。

なお、平成14年4月から平成18年3月にかけて、PTAの役員等を歴任されておられます。

以上でございます。

議長（水町 茂） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから同意第3号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立全員と認めます。したがって、同意第3号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時25分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

日程第10．議案第38号

日程第11．議案第39号

議長（水町 茂） 日程第10、議案第38号高鍋町営持田団地建替事業（第2工区）建築主体工事（E-1-3棟）工事請負契約についてと日程第11、議案第39号（仮

称)高鍋町持田地区老人福祉センター建築主体工事工事請負契約についての2件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

町長(小澤 浩一君) 町長。議案第38号高鍋町営持田団地建替事業(第2工区)建築主体工事(E-1-3棟)工事請負契約について及び議案第39号(仮称)高鍋町持田地区老人福祉センター建築主体工事工事請負契約についてを、一括して提案理由を申し上げます。

この議案は、高鍋町営持田団地建替事業(第2工区)建築主体工事(E-1-3棟)及び(仮称)高鍋町持田地区老人福祉センター建築主体工事の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、2件の議案につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(水町 茂) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政課長。

財政課長(正崎 博君) 財政課長。詳細説明を申し上げます。

議案第38号高鍋町営持田団地建替事業(第2工区)建築主体工事(E-1-3棟)の工事請負契約について説明申し上げます。

契約の目的でございますが、高鍋町営持田団地建替事業(第2工区)建築主体工事(E-1-3棟)でございます。

契約の場所は、高鍋町大字持田字高河原でございます。

契約の工期は、今議会可決後から平成21年2月27日まででございます。

契約の方法ですが、指名競争入札です。

契約の金額は、5,141万8,500円でございます。

仮契約日の締結日は、平成20年8月28日でございます。

契約の相手方は、川南町大字平田1670番地の7、柴坂建設株式会社、代表取締役柴坂秀次でございます。

なお、この工事は、去る8月26日に6社による指名競争入札を行っております。その業者を参考までに申し上げますと、株式会社岩切建設、株式会社増田工務店、株式会社山口鉄工建設、株式会社松浦工務店、株式会社桑原建設、それに柴坂建設株式会社、以上でございます。

続きまして、議案第39号(仮称)高鍋町持田地区老人福祉センター建築主体工事の工事請負契約について説明申し上げます。

契約の目的でございますが、(仮称)高鍋町持田地区老人福祉センター建築主体工事でございます。

契約の場所は、高鍋町大字持田字高河原でございます。

契約の工期は、今議会可決後から平成21年2月27日まででございます。

契約の方法ですが、指名競争入札です。

契約金額は、7,696万5,000円でございます。

仮契約の締結日は、平成20年8月28日でございます。

契約の相手方は、高鍋町大字北高鍋4750番地、株式会社増田工務店代表取締役増田秀文でございます。

なお、この工事は、去る8月26日に7社による指名競争入札を行っております。その業者を参考までに申し上げますと、株式会社松浦工務店、株式会社岩切建設、株式会社増田工務店、株式会社山口鉄工建設、株式会社桑原建設、吉原建設株式会社、それに柴坂建設株式会社、以上の7社でございます。

以上です。

議長（水町 茂） 以上で、説明は終わりました。

これから2件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。13番、中村末子議員。13番（中村 末子君） 13番。この契約の中で私ちょっと気になるところは、例えば持田団地の建てかえ事業ですね。これは高鍋町内を全部見渡してみて、かなり空き室が多いんですね。その中での建物需要が本当に公営住宅の需要があるのかどうかということがまず第一的な質疑です。

それから、この指名競争入札とした理由は一体何なのか。この工事自体そのものが、私は専門家ではありませんのでわかりませんが、大きな工事とちょっと違うような気がしますので、これは普通指名競争入札をしないで一般競争入札としてもよかったのではないかと。落札率は一体何%なのかということ。

このちょっと3点について答弁を求めたいと思います。

議長（水町 茂） 財政課長。

財政課長（正崎 博君） 1点目の公営住宅の需要の状況でございますが、空き家が出ますと、随時募集をかけますけれども、その時点でかなりの、かなりと申しますか、3倍から七、八倍の倍数は出ますので、需要は十分あるというふうに考えております。

議長（水町 茂） 副町長。

副町長（興相 正明君） 副町長。2点目、3点目は私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

まず2点目でございますけれども、やはりこういう大きな工事でございますけれども、町内業者で施工能力ございますので、町内業者を中心に、それから特A、Aクラスの町外業者も入れて6社、あるいは7社ということで、指名入札を行ったところでございます。

それから、落札率でございますけれども、Aの1の3棟でございますけれども、これは95.01%でございます。それから（仮称）老人福祉センターですが、これにつきましては94.90%となっております。

以上です。

議長（水町 茂） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） この需要の部分でもう一度お伺いしたいんですよ。じゃあなぜ、

高鍋町内で空き家が出てくるのか。確かに、公営住宅法が変わりまして、所得の低い層にはそれなりの負担ということがなっておりますので、かなり所得が低い団塊については民間に比べたら低い家賃になるのかなというふうに思うんですが、公営住宅法が改正された一番大きな理由は、公営住宅を建てないで民間へ移行するということが大きな目的だったんですね。都会では、この公営住宅法がしっかり生きてるらしいんですが。

でも、高鍋町で、地方で考えた場合に、やはり公営住宅は需要が多いということが、先ほど3倍から7倍ということの答弁にあったようにですね。ところが民間の空き家は依然として多いということを考えてときに、どういったこう私たちが考えを持っていけばいいのかなというのが気になる場所なんです、例えば家賃の設定にしても、新しく建ちました持田団地の家賃の設定にしても、所得の低いところに関しては、かなり減免対象というのを国にも持ちかけている部分があると思うんですね。そのところで、やはり空き家が発生しないか。

例えば、正ヶ井手の住宅なんかも、実は空き家があるんですね。これを補修して貸してほしいということを申し上げたんですが、ところが、補修する金額がすごく高くなるということで改修しないでそのまま放置しているという状態が続いているところがあるんですね。

だから、古い住宅が堀之内、正ヶ井手、水除と、3つありますので、この住宅の中で、じゃあ現在空き家になっている状況というのは一体どうなのか。どういったものがあるのかということですね。だから、そういうところを放置していきながら新たな住宅を建設するということについては、私ちょっと違うんじゃないかなと。今あるやっぱり住宅を最も有効に使っていく。そのためにはどうしたらいいのかということを含めて、やっぱりこれ一般質問にも出てきておりますので、その建てかえの問題というのはあえて聞きませんが、その問題も含めて、どういった計画状況にあるのかということをお示ししていただかないと、やはり持田団地の建てかえしていきなり、ことがどうなのかなということがまず一点ですね。

それから、これは2つ一緒でしたので、私がちょっと勘違いしておりましたけど、老人福祉センター、もうこれ仮称ですが、建築主体工事について、地域の皆さんからちょっと出ていたのは、これは持田団地、要するに公営住宅に設置されるということで、地域の住民がどうこれを利用したらいいのか、利用できるのかという声はかなり出てくる部分があるんですね。その部分について地域とお話し合いが進んでいっているのか。また、その建築内容についても示していただいて、どういった利用の仕方ができるのかということも含めて、地域説明会というのは開かれたのかどうか、そのことについても伺いたしたいと思います。

また、もう一つ、やっぱり落札率が高い。やっぱり高どまりになってるということはゆがめない事実だと思うんですね。私は、近年の原料高騰も含めて、やっぱりこういった高どまりにならざるを得ないのかと。また、公共事業が本当に少ない中で、高どまりになら

ざるを得ない状況があるのかなとか、いろんなことを考えたときに、宮崎県の方も70何%という落札率、余りにも建築業者にとってはひどいということで、最低の落札率についても少し考慮がなされて、少しは高くなりましたけど、それでも84、85ぐらいの落札率ということを知っておりますので、このことによって、宮崎県の中の大きな企業なんか、債権の申し出をせざるを得ないという状況にまで追い込まれたんじゃないかなという気もするんですが。

とにかく今公共事業が少ないということで、高どまりになるのかなという気はするんですが、その辺のところ、談合があったんじゃないかと、やっぱり危惧される部分というのは拭き切れない。だから、私には今回は電話とか入ってきてませんが、やはり業者がかなりもう追い詰められてる部分があるんじゃないかなという部分が、やっぱり談合へとつながっていく。そういったものをやっぱり公明正大にどう諮っていったのか。その談合をしない対策というのをどういった形でとってきているのかということをお伺いしたいと思います。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。今空き室が多い建てかえという話でございますが、今空き室の多いところが、本当にさっき議員の申されますように修理をしても高い金がかかります。そういうことで、今私といたしましては、やっぱり持田を立派な確立した近代的なものに建てかえて、そして団地を集約したいという考えを持っております。

それで、なかなかどこも回ってみますと、大変古い建物でございますので、住民の方も大変心配をされておりますので、これを建てかえるということになるとなかなか難しい問題があると、全部を建てかえると、難しい問題があると思いますので、今持田に、県も住宅をつくってくれましたので、それとタイアップして持田に一つの住宅団地というのの方向で進んでおるといってございまして、御理解願いたいと思います。

議長（水町 茂） 財政課長。

財政課長（正崎 博君） 質問の趣旨で、民間アパートと公営住宅のちょっと関係をおっしゃったわけですが、あくまで公営住宅につきましては、低所得者層を一応対象にしてまして、そういった考えで建設をしてるところでございます。低所得者層がかなりやっぱりいらっしゃいますので、空き室を募集すると、かなりの倍率で応募者がございまして、そういった人を対象に建設をしていってるところでございます。

それと老人福祉センターの今後の利用内容については、福祉課サイドと一緒に名称から含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（水町 茂） 地元との……。

財政課長（正崎 博君） 地元との協議ですけれども、せんだって、持田地区協議会というのがございまして、まちづくり協議会ですね。あそこの中でも、この老人福祉センターの内容については若干触れたところでございまして、その中で、今後の利用方法につい

では、皆さんを交えた相談もしていくことになるのかなというような話はしたところでございます。

老人福祉センターの今後の利用内容についてでございますが、せんだって、持田地域まちづくり協議会の会合がございまして、その中で、今後の利用内容等については、どういった方法がいいかということその場でいろいろと協議会の皆さんにお話をしたところでございます。具体的な方法については、福祉課サイドも交えて今後話していくというような内容の説明をしたところでございます。

議長（水町 茂） 副町長。

副町長（興相 正明君） 3番目の御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、やはり特に今年になりまして、鋼材、骨材等の値上がりというのは、本当に驚くような値上がりの状況でございまして、それを含めて、やはり入札をされる場合に、そういった値上がりも当然、設計段階での価格でございますけれども、また値上がり傾向が続く、高どまりするのではないかといったような、多分そういったことで、入札が高どまりしたのかなというふうにちょっと考えているところでございます。

ただ、そういったもし仮に談合とかということがあっては困りますので、これは内容に当然、私ども業者の皆さんに対して機会あるごとに、入札の透明性、そういったことは申し上げておりますし、そういった会議も過去開いております。

また、そういったことがありました場合には、談合情報対応マニュアルございますので、適切に厳しく対応していく所存でございます。

以上でございます。

議長（水町 茂） 13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 13番。先ほどの町長の答弁を聞いてますと、持田団地の方にそういった、いわゆる公営住宅団地みたいな形をつくって、そういった人たちを集めたいと、そこに集約したいというようなお考えがあるようですが、なぜ今修理しなければならない住宅にみんなが居続けてるのか。やはり調査をしていただく必要があるんじゃないかなと思うんですよ。

例えば堀之内団地の皆さんにお話を聞くと、もうなれ親しんでると。確かにお店も遠いし大変な部分があるけれども、やはり同じ地域に長く暮らしていて、身近な住民で、いろんなときに助け合っていける方向性がしっかりとつくられているということが、やはり挙げられるんですね。

そして、やはり水除、正ヶ井手になりますと、やはり町中に近い、コンビニもありますし、車がなくても歩いてでも行けると。やはりお年寄りの方は、そういった公営住宅にやっぱり住みたいと。だけど、古いけれども、いろんなところを我慢して住んでいらっしゃる部分というのがたくさんあるんですね。修繕をお願いしても、すぐすぐにはお金がないからという形で断られる。

そういった中で、先ほどの町長の答弁からすると、まるで古い住宅で、もう入居者を募

集しない。要するに、修繕がお金がかかるというのは、それは私が言った言葉であって、修繕にお金がかかろうがかかまいが、やはり公営住宅として空き部屋をつくっておくということは、やはり私はおかしいんじゃないかなというふうに思ったから質疑をしたわけですよ。

そして、集約をしていって、じゃあね、正ヶ井手、水除あたり、堀之内団地、1人もいなくなったら、じゃその跡地はどうするのかということまで考えて答弁されたのかどうか。私非常に疑問に思うんですね。やはりもう少し深く考えて答弁をしていただかないと、そこに今居住していらっしゃる方というのは非常に心配されるわけですよ。そういった集約という言葉聞けばですね。あっ、私たちも移らんにやいかんちゃんいやるのかというふうに心配されると思うんですね。そうじゃないと思うんです。

やはり、今ある住宅をどういった形で有効に使っていくのか、そういうことをしっかり考えた上で、持田団地の建てかえについては、考慮、熟慮された上での私提案だと思ってるんですね。非常にそういうことに熟慮されてないということになると、非常にこの持田団地ができたために、逆に、ほかの公営住宅の皆さんが移らなければならないといった状況が出てきた場合、私は非常に、これはゆゆしき事態と言わざるを得ないと思うんですね。だから、修理をするお金がないからということで空き室をつくっているのか。どうなのかということ。

また修繕に関しても、地域の小さな工務店、要するに1人でやってらっしゃるような工務店とか、そういったところというのは、今まで本当に安い金額で公営住宅の修理なんかをしてきてくださったんですね。大きな企業だけを育てるわけではない。町内では、やはりそういった個人でやられてる方の企業もしっかりと育成をしていながら大きな事業へと結びつけていく。そういった必要性もあると私は考えてるんですね。

だから、本当に小さな業者の方から出てくるのは、いつもたたかれて、事業費が安いということを言われるんですね。だから、なぜ修繕しないのかということ私を聞いてるのであって、修繕して住ませないのかということ聞いてるんですよ。

だから、公営住宅の中で、やはりそういったところを、3倍から7倍あると先ほどありましたがけれども、例えば正ヶ井手あたりも修繕して入居者募集すれば、結構かなりの人たちが入居を希望されるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういうことを考えたときに、先ほどのやっぱり町長の答弁からすると、やっぱりみんなを集約していくということ。

後までどうやって考えていらっしゃるのかということがわかりませんでしたので、そのところをもっと詳しく、本当に公営住宅建設については、どのような長期計画をもって臨まれているのか、そここのところをもう少しきちんと答えていただきたいと思います。

議長（水町 茂） 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

.....

午前10時48分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

町長。

町長（小澤 浩一君） 先ほどの説明ですが、私の、舌足らずでございますが、集約でなくて、一番持田が戸数的にも多くなるとっております。

それから、今私も堀之内団地の方々とか、いろんな方とお話は聞きます。それで、修理をして入れてくれたらと言われますけど、なかなか事務方とも相談をしてみますと、シロアリ等入って大変多額な修理費がかかるということで、一応今見送って、空けておるところは、しておるところでございますが、住宅、団地の計画は年々年次的に計画をしておりますけど、なかなかそういった何ですかね、空き部屋を多額にかけて直すのが先なのか、どっちかということをしていろいろ関係課と話をしておるんですけど、今のところ費用対効果の関係もございまして、そっちの方に手が回らないというのが一つの理由だと思しますので御理解を願いたいと思います。（発言する者あり）

済いません。住宅計画に沿っては進めてまいりますけど、費用対効果とか、いろいろ経済的な問題を考慮いたしますと、今のところ、今何ですか、話し合いをしながらそれを進めているところでございますので御理解を願いたいと思っております。

13番（中村 末子君） 議長、集約という言葉は訂正されるのか、削除されるのか。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。集約というのは、私の舌足らずでございましたので、削除していただきたいと思っております。

議長（水町 茂） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 3番。毎回、この住宅建設に対して質問をしますが、まず第1点目に、今回も95%と94%という数字が出ておりますが、この点に関しまして、町長はどのように考えておられるか、それを伺いたいと思っております。これが1点目。

2点目に、毎回伺いますが、予定価格は公表されてると思っております。それで、先ほど中村議員の答弁の中にありました助役からですね、ああ、副町長ですか。鋼材等が上がってどうのこうのという問題が答弁されましたけども、最低下限価格は予定価格の何%なのか。それで最低下限価格が設定されているから、最低下限価格の趣旨は何なのか。

それともう一つ、先ほど中村議員からも出ましたが、私も以前質問した中で、なぜ一般競争入札をしないのかという質問に対して、地元企業を優先、育成するためという理由を述べられたと思っておりますが、今回もまた他社が入っておると。その結果、1件に対しては他社が落札という問題。指名競争入札をする理由にはなっていないと思うんですね。毎回、毎回一般競争入札をしろと言われておきながら、指名競争入札を繰り返す。指名競争入札の理由づけには到底なり得ない。ただ他町外の業者が入るという理由では、答弁にはならないと思っております。そこ辺を明確に答えていただきたいと思っております。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。Eの1の3棟が95.01%、老人福祉センターが94.90%、この数値は昨年度の工事に関する入札の平均落札率は94.36%でありますので、今回の入札率も平均的な数値と考えております。

議長（水町 茂） 財政課長。

財政課長（正崎 博君） 財政課長。最低制限価格の設定の理由ですけれども、当然ながら財務規則の中に、そうやって60から80の間と定めてございます。完結な答弁になるかと思っておりますけれども、その最低制限価格を下回ると、到底もう物理的に赤字が出るから、到底まともな工作物はできないだろうということで、そういった最低価格を設けているというふうに判断しております。

以上です。

議長（水町 茂） 副町長。

副町長（興梠 正明君） 副町長。他社、町外を指名してるじゃないかと、指名競争入札、町内育成ということの意味がないんじゃないかという御指摘でございますけれども、確かに他社、他町を入れないといけないといいますが、なぜ入れたかということでございますけれども、規則上は大体4社以上でやればいいということになってますけれども、それではやはり競争性が保てないということで、そうしますとやっぱり町外から入れるということになってしまいます。

ただ、すべてをこれを一般競争入札ということにしてしまいますと、やはり体力のあるところが落札されることが予想されまして、もう町内の業者ではとれなくなるという可能性もかなりございますので、やはりそうなりますと、限られた事業の中で頑張っていたいてます町内の事業者の育成、やはり非常に難しくなるというふうに考えておまして、そういうことで、今回も指名競争入札させていただいたわけでございます。

以上でございます。

議長（水町 茂） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 3番。1点目ですね、町長は、以前は高いと思うという発言で紛糾しましたけども、今回は順調に答えられたと思いますが、1%程度以前よりか低いかと、いって妥当な落札価格であるというふうに考えておられること自体は、私はちょっとおかしと思う。

それと、2点目の最低下限価格、これを設けた理由は、これを割ったら赤字が出るということは、まともな仕事はできないということですね。それであれば、この2議案全部の業者の落札率でいいから、全部ここで提示していただきたいと思えます。

それと3点目の助役、副町長が答えられた答弁はなっていない。地元業者を育成するために指名競争入札をするということであって、一般競争入札をすれば、体力の強いところがとるから地元育成にはならんと。結果的には、指名競争入札をした結果、他町を入れ、1件に関しては他町からとられると。それも95%という数字、最低下限価格が財政課長答弁でもええけど、ここは80でしょう。今回も でしょう、予定価格の80%でしょう、

今回も。それであれば15%高いんですよ、15%。なぜ、最低下限価格を設定しておきながら、指名競争入札する理由も当たらんのに、何で一般競争入札しないんですか。副町長の答えでは、到底私は理解できませんよ。

議長（水町 茂） しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時58分休憩

.....  
午前11時10分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

副町長。

副町長（興相 正明君） 申しわけございません。おしかりをいただきまして恐縮でございます。

繰り返しのことになるかと思いますが、今県内外の状況をごらんになってわかりだと思いますが、やはり一般競争入札を入れてしまいますと、本当にもう淘汰が進んでしまうというような状況でございます。本町のようなレベルのところでは業者たくさんおられますけども、それぞれ地域経済に貢献をさせていただいておまして、固定資産税を払っていただく、あるいは雇用していただくというような状況でございます。

そういう中で、本当に完全に一般競争入札を入れることについては、やはりこれはもう慎重にならざるを得ないというような状況かと思えます。

ただし、これも繰り返しですけれども、その競争性をやはり高めるということで、もちろん町外業者入れましたし、それから県内の業者も入れているということでございまして、指名者数も7社ということで拡大をしてるというような状況でございます。

それから、その町外業者が今回落札者じゃないかという御指摘でございますけれども、これは、特に建築業はこういった大型工事を受注できる業者というのはもう限られておまして、これは郡内でお互い示し合うというようなことでございまして、町の業者が他町のそういった事業を受注する例もございまして、そういうふうな結果であろうというふうに考えております。そういうことでございますので、どうか御理解いただきたいと存じます。

それから、先ほどの落札率の話につきましては財政課長の方から答弁をさせます。

議長（水町 茂） 財政課長。

財政課長（正崎 博君） 財政課長。他の業者の落札率でございますが、持田団地建てかえ事業の方のこの他の5社ですけれども、率だけ申し上げますと、97.01、95.65、95.45、95.26、96.03でございます。

それから老人福祉センターの方でございますが、他の6社の率ですけれども、97.23、98.27、99.04、98.40、99.30、96.84。

以上でございます。

議長（水町 茂） 3番、池田堯議員。

3番（池田 堯君） 3番。今他業者の落札率を聞く範囲においては、老人福祉センターですかね、これに関しては明らかに疑われる状況の落札率ですな。100%により近い率で他社はほとんど落としておると。これはまことに疑わしき数字だと私は思います。

そこで、副町長の答弁、先ほどと余り変わった内容ではございませんが、一般競争入札を導入すると崩壊すると、地元業者が。それで、前の議会からも常々お尋ねしておることは、一般競争入札を何でせんのかと。結果は、答えは、地元企業を育てるということだということで答弁がされてきておるんですよ。それであれば、なぜ慣例的に、こういう大型事業に関しては他町のやつも入れるんだと言われますけども、この建設業界の近況の状態を見れば、指名競争入札の高鍋町が主とする地元企業優先と、育成ということからすれば、この時期であればこそ、町内業者を指名せないかとじゃないですか。一般競争入札を導入したら地元業者が崩壊する、体力のない段階強いものがとられるという理由でしないと。指名競争入札をして、地元業者を育成するんだということであれば、なぜ今回のように入れるんですか。この状態が、建設業界の状態が貧窮しとる中でですよ、おかしいんじゃないですか、そこ辺は。

今後、どうされるんですか。私これで終わりだからですね。私とすれば、町の方針が地元企業を育成というもの、目標を立てておられるのなら、それを実行していく必要があると思いますよ。

そこで、私の提案ですけども、予定価格から最低価格の率を5%落としてくださいよ、75に設定してくださいよ。そうすると、落札率は多分5%落ちると思いますよ。最低下限価格が割ったら赤字になるという数字が設定されておるんだから、業者だってそれ以下じゃしませんから、5%落とせば90%で落ちるじゃないですか。それをせんかったら、今までずっと私が言い、中村議員が言いして、同じ答えを明快繰り返すばかり。何の進展もない。地元企業の育成にも何もなっていないじゃないですか。今回のように、他町からとられるという状況が出たらですよ。そこ辺どう考えておられるのか、明確に教えてください。

議長（水町 茂） 町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。今議員の申されました数値につきましても、今後検討をしていきたいと思っております。

それからまた、一般競争入札についても、これはまたいろいろな面から考えなきゃならないということで、委員会で審議はしております。しかし、指名競争入札と申しましても、やはり何と申しますかね、会社が少ないもんですから、その点も考慮して、やはり指名であってもある程度の競争はしていただくということで、先ほど副町長が言ったようなことでございますので御理解をしていただきたいと思いますと思っております。

議長（水町 茂） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） これで質疑を終わります。

これから議案第38号について討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。  
13番、中村末子議員。

13番（中村 末子君） 議案第38号高鍋町営持田団地建替事業（第2工区）建築主体工事（E-1-3棟）工事請負契約について反対の立場で討論を行います。

私は、当初、この工事については賛成をしてもいいかなと思っておりましたが、本当に私の質疑に対して、池田議員の質疑に対しても、しっかりとした答弁がないということで反対をしたいと思います。

町内を見渡すとアパートの空き室が目立っています。これに南九大移転が本格的になる来年から4年間を考えたとき、アパートの必要性については再考の必要性があると思います。また現在、古い公営住宅3箇所内では、シロアリや設備の修繕ができない状態が続いています。空き部屋の状態から考えると、しっかりと補修し、定時点検をする必要があると思いますがどう思われるでしょうか。

また、今回の落札は町外業者ですが、指名競争入札の方針にある町内業者育成には外れています。公営住宅建設についても長期的な考えが示されず残念でなりません。

よって、反対といたします。

議長（水町 茂） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第38号を起立によって採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立多数であります。したがって、議案第38号高鍋町営持田団地建替事業（第2工区）建築主体工事（E-1-3棟）工事請負契約については原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号について討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（水町 茂） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を起立によって採決いたします。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（水町 茂） 起立多数であります。したがって、議案第39号（仮称）高鍋町持田地区老人福祉センター建築主体工事工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第12．認定第1号

日程第13．認定第2号

日程第 14 . 認定第 3 号

日程第 15 . 認定第 4 号

日程第 16 . 認定第 5 号

日程第 17 . 認定第 6 号

日程第 18 . 認定第 7 号

日程第 19 . 認定第 8 号

日程第 20 . 議案第 40 号

日程第 21 . 議案第 41 号

日程第 22 . 議案第 42 号

日程第 23 . 議案第 43 号

日程第 24 . 議案第 44 号

日程第 25 . 議案第 45 号

日程第 26 . 議案第 46 号

日程第 27 . 議案第 47 号

日程第 28 . 議案第 48 号

議長（水町 茂） 日程第 12、認定第 1 号平成 19 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 28、議案第 48 号平成 20 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）まで、以上 17 件を一括して議題とします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小澤 浩一君） 町長。認定第 1 号平成 19 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 48 号平成 20 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、認定第 1 号平成 19 年度高鍋町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 7 号平成 19 年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業精算金特別会計歳入歳出決算認定についてまででございますが、平成 19 年度各会計の歳入歳出の決算について認定を求めるものでございます。

初めに、認定第 1 号の一般会計については、歳入総額 6 億 5 億 3,821 万 5,126 円、歳出総額 6 億 3 億 4 億 9 億 2 万 9,026 円、差し引き 2 億 3,328 万 6,100 円となっております。

次に、認定第 2 号国民健康保険特別会計については、歳入総額 2 億 7 億 1,299 万 8,794 円、歳出総額 2 億 7,198 万 2,395 円、差し引き 1 億 4,101 万 6,399 円となっております。

次に、認定第 3 号の老人保健特別会計については、歳入総額 2 億 5,670 万 5,397 円、歳出総額 2 億 5,664 万 2,608 円、差し引き 6 万 2,789 円となっております。

次に、認定第 4 号の下水道事業特別会計については、歳入総額 5 億 3,637 万

5,102円、歳出総額5億2,574万6,978円、差し引き1,062万8,124円となっております。

次に、認定第5号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,131万9,000円、歳出総額1,057万6,139円、差し引き74万2,861円となっております。

次に、認定第6号の介護保険特別会計については、歳入総額11億7,578万8,090円、歳出総額11億1,995万3,940円、差し引き5,583万4,150円となっております。

次に、認定第7号の高鍋都市計画畑田土地区画整理事業精算金特別会計については、歳入総額1,398万6,112円、歳出総額1,398万6,112円、歳入歳出同額となっております。

次に、認定第8号平成19年度高鍋町水道事業会計決算認定についてでございますが、営業面では給水件数が8,782件で、前年度より46件の増、有収水量は207万4,287立方メートルで、前年度より0.6%減少しました。経営面では、収益的収支総額4億3,695万2,384円、支出総額4億2,198万807円で、経常利益は1,497万1,577円でございます。

次に、資本的収支であります。収入総額1億9,321万1,497円に対し、支出総額は3億5,155万5,700円になっております。なお、資本的収支が支出に対して不足する額1億5,834万4,203円は当年度損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

次に、議案第40号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公共団体の条例で定める地方公務員の派遣できる団体を公益的法人等と定義することなどを主な改正内容とする公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第41号議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてでございますが、改正の主なものは、地方自治法の一部改正により、議会議員の報酬が他の非常勤特別職の報酬と区別されたことに伴い、議会の議員の報酬の名称を議会の議員の議員報酬に改正するものでございます。

また、議会議員の報酬につきましては、月の途中で就任、辞職等された場合に日割り計算する規定がありませんでしたので、その規定を追加することと、非常勤特別職の報酬のうち、日額報酬については、事務の簡素化を図るため、その日に支払うものを翌月払いとするものでございます。

次に、議案第42号高鍋町母子家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は、県が今までの母子家庭医療費制度に新たに父子家庭医療費の助成制度を加えたひとり親家庭医療費助成制度を創設いたしました。

本町におきましても、近年の社会情勢等により、父子家庭に医療費助成の必要性が生じておりますので、県の改正にあわせ条例の題名を高鍋町ひとり親家庭医療費の助成に関する

後段に訂正あり

る条例に改め、父子家庭に対する医療費助成を行うため所要の改正を行うものでございます。なお、施行は県の施行に合わせ平成20年10月1日とし、本年度からの助成を考えております。

次に、議案第43号高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、公営住宅における暴力団員の不法、不当行為等については、公営住宅の不正入居や家賃滞納、職員や住民に対する恫喝等々、さまざまな問題が全国的に発生している状況でございます。このため、公営住宅の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩を確保し、公営住宅における暴力団排除の実効を期すため、公営住宅の入居資格の改正と所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第44号平成20年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)でございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,011万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ67億8,753万4,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、税制改正及び乳幼児母子家庭医療費助成制度の改正に伴うプログラムの修正委託料、園芸施設のエネルギー利用効果を高めるための緊急対策としての施設園芸省エネ対策緊急支援事業補助金、西都医師会病院の助成負担金、法人税還付金、住民税還付金、財政調整基金積立金、5月から6月にかけての豪雨に伴う町道、農道、農業用用水路の災害復旧費等の増額、県営防災ダム事業の進捗のおくれ等に伴う事業費の減額及び村づくり交付金事業東九州自動車道対策費の事業費内での予算の組み替え、職員の人事異動に伴います人件費の調整等でございます。

財源といたしましては、繰越金、国・県支出金、繰入金等でございます。合わせまして、県営事業負担金の減額や公共土木施設災害復旧事業の実施に伴う地方債の補正を行うものでございます。

次に、議案第45号平成20年度高鍋町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

内容といたしましては、19年度の実績により事業費が確定したことに伴う支払い基金への返還金の増額及びその調整のため総務費を減額するものでございます。

次に、議案第46号平成20年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ819万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,626万8,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、緊急に修繕が必要な攪拌曝気機故障等による需用費の増額等で、歳入では、平成19年度事業費の確定に伴う繰越金の増額でございます。

次に、議案第47号平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、今回の補正は、平成19年度事業費の確定に伴い、財源調整をするものでございます。

次に、議案第48号平成20年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

でございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,208万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,513万8,000円とするものでございます。

補正の主なものは、平成19年度事業費の確定に伴う国・県支払い基金への返還金、一般会計への繰出金及び準備基金積立金の増額、また介護予防サービス基準の変更及び包括支援センター設置による事業効果により、予防給付対象者の伸びが推計以上となったことに伴う介護予防サービス給費の増額で、財源といたしましては、前年度の繰越金、国・県の負担金、支払い基金からの交付金及び一般会計からの繰入金等でございます。

以上、17件の議案等につきまして御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（水町 茂） 暫時休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

町長（小澤 浩一君） 済いません。これは認定第8号の水道事業ですね の有収水量のところはずうとときまして、前年度より0.6%減少しました。経営面では、収益的「収支」と申したそうです。収益的収入総額、「収入」に訂正をお願いしたいと思います。以上です。

#### 日程第29、平成19年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

議長（水町 茂） 日程第29、平成19年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。井崎俊博代表監査委員。

代表監査委員（井崎 俊博君） 代表監査委員。それでは御報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付託されました平成19年度高鍋町歳入歳出決算を審査した結果につきまして、平成20年8月12日付にて、皆様のお手元に配付してございます意見書資料を町長あてに提出をいたしております。

この意見書の内容につきまして、その概要を御報告申し上げます。

審査の対象は、平成19年度決算、1、高鍋町一般会計、2、高鍋町国民健康保険特別会計、3、高鍋町老人保健特別会計、4、高鍋町下水道事業特別会計、5、高鍋町介護認定審査会特別会計、6、高鍋町介護保険特別会計、7、高鍋都市計画畑田土地区画整理事業精算金特別会計でございます。

審査の方法は、平成19年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査に当たっては、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、1、決算の計数は正確であるか、2、予算は議決の趣旨に沿って適正、効率的に執行されているか、3、財務会計事務は関係法規に準拠し、適正に処理されているか、4、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどの諸点に主眼を置き、関係諸帳票、その他証拠書類などと照合・精査するとともに、必要な資料の提出を求め、関係当

局の説明を聴取し、あわせて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に慎重に審査し、現地調査も実施いたしました。

審査の結果について申し上げます。

平成19年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票を初め、その他の証拠書類などと照合、審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であることを確認いたしました。

また、予算の執行、財務会計事務及び財産管理など、財務に関する事務の執行は決算概要の意見のとおりであり、適正に処理されているものと認められました。

それでは、総括意見を申し上げます。

1、一般会計から申し上げます。歳入歳出決算並びに基金運用状況、財産管理状況について審査した結果、厳しい財政状況にもかかわらず、予算の目的に沿って効率的に執行され、所期の目的を果たしているものと思慮されます。平成19年度の我が国経済は年度全般においては、企業収益の改善や民間設備投資の増加、個人消費の持ち直し、雇用情勢の改善などにより、景気は緩やかに回復基調で推移しましたが、年度後半になって原油、原材料価格の高騰や円高ドル安の流れが急速に進行し、さらにサブプライムローン問題等により景気の緩和悪化傾向となりました。

地方も同様に景気回復の鈍化傾向は、依然として変わらない状況下にあります。国家財政は財源不足のため、平成19年度末時点で債務残高849兆円強となり、過去最大を更新いたしております。国民1人当たりには換算すると、約665万円となっているようでございます。地方の債務残高は199兆円強で、国と合算すると1,048兆円強となっております。これまでにない危機的な状況が続いております。

地方自治体も厳しい社会経済情勢のもとでの格差社会が進行しており、地域間競争がますます激化するものと推測されます。この中での三位一体改革に伴う地方財政は年々厳しさを増し、財政基盤の脆弱な地方自治体の財政は危機的な状況となることが想定されます。これらを乗り切るためには、時代の流れを的確にとらえ、先見性と発想の転換、並びに積極的な行動力によって行政管理から行政経営に転換することが生き残る道理と思慮されま

す。

本町歳入において、町税収納額が22億2,000万円となり、歳入総額の34%を占めることができました。前年度に比較すると9.7%の増加であります。歳入の財源別を分析すると、自主財源44.9%、前年度対比2.6%の増加、依存財源55.1%であります。本町財政を維持するためには、依存財源の獲得を積極的に取り組むとともに、いかにして自主財源を確保するか、英知を結集しなければなりません。（発言する者あり）大丈夫です。ありがとうございます。

また、一般会計の収入未済額滞納額の徴税、保育料、住宅使用料等が依然として多額の発生をいたしております。毎年多額の欠損処理を実施しても増加傾向は変わらず、これらの解消が最優先課題と思われま

いるのも一つの要因と思慮されます。この状況からして、住民の納税環境整備のため、町民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の4税が町内及び全国のコンビニで納税可能となったことは、納税者の利便性等、好評と思慮されます。今後の納税状況を期待したいというふうに思います。

平成18年度後半より、実動が始まった滞納整理システムを活用して、徴収に関する組織的・横断的な支援体制や徴収ノウハウの情報共有化を図るなど、全庁体制で取り組み、滞納額の減少と今後の発生防止に全力で対応されるよう強く要望いたします。

なお、滞納者管理として、徴税、国保税、保育料、住宅使用料、介護保険料、その他自主財源確保及び租税負担の公平性の観点からも、滞納について窓口を一元化する組織の設置などを検討することを要望いたします。滞納管理の一元化により、徴収事務の効率化など、費用対効果が図られるとともに、滞納者への指導等及び滞納者の減少、収納率の向上が期待される。

歳出においては、入りを図り出を制するという基本原則に基づき、総歳出予算の義務的経費、投資的経費、その他経費、これは物件費補助金などでございますの全体を白紙の状態から徹底的に分析して、この厳しい局面を乗り切るために、無駄と非効率的な部分を徹底的に排除し、費用対効果を検証しなければなりません。

予算編成についても、厳しく対処し、その中から節減に努力することです。過去を振り返ってみると、不用額をできるだけ出さないよう予算執行を実施してきております。各事業等を執行した結果、実質的に不用額が発生しそうになると、これをすべて使い切ってしまうとする慣習が見受けられました。すべての予算について、各部署で発生する不用額は少額でも役場全体を合計すると結構まとまった金額となります。これらは、次年度に編入して活用することができるものと思慮される。つまり、インセンティブ予算でございます。自治体内で、各部署がコスト削減に努力し節減した経費を次年度以降の予算編成のための財源として、各部署に還元する予算制度であります。予算は使い切るものという固定観念をなくして、経費節減への取り組みを徹底し、職員のコスト意識を高めなければならない。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日公布され、法律の施行に向けたスケジュールが示されております。健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務づけ規定については、地方公共団体の予算編成機会の不平等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用されます。

地方公共団体は、毎年度健全化判断比率4つの指標、1つ、実質赤字比率、2、連結赤字比率、3、実質公債比率、4、将来負担比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表しなければなりません。

当町の平成19年度の財政健全化法による4つの健全化判断比率の状況を近代審査の結果、現時点では懸念ないものと思慮されます。

なお、下水道事業、上水道事業、西都児湯環境整備事務組合等について、将来を展望す

ると、実質公債比率及び将来負担比率等を考慮しながら改善策等を検討されることを要望するものであります。

町民のための、地方自体経営を町民と行政が協働して運営することが今後不可欠であると思慮されると同時に、役職員の意識改革、職員の育成と資質の向上及び組織体制の整備並びにコンプライアンス等を基本として、最終年度であった第4次高鍋町行政改革大綱の十二分なる検証をするとともに、第5次高鍋町行財政改革大綱に盛り込まれた実施計画が順調に実現できることを望みます。

また、積立基金については毎年減少しており、厳しい深刻な状態になりつつあります。それと同時に、起債残高も現時点では平成20年度が償還額ピークとなっているが、厳しさが続くものと思慮されます。

起債発行については、財政指標を考慮しながら十分なる協議検討をされることを要望するものであります。

続きまして、国民健康保険特別会計について申し上げます。

前年度と比較して被保険者数の加入世帯数及び人員でも減少いたしております。収納額、収納率はともに前年度に比べ大幅に増加しており、良好な成果と思慮されます。収入未済額、滞納額は1億5,580万4,000円と、前年度に比較して5,664万2,000円減少しているものの、不納欠損額6,675万3,000円処理され、実質的には増加傾向となっていることとなります。不納欠損については、大幅な増加となっております。欠損処理の適用には厳正を期すものであるが、滞納者との交渉計画記録表の内容を分析するなど、近代審査の結果、この取り扱いは地方税法を踏まえやむを得ないものと思慮され、その処分は相当と認めることといたしました。

このようなことから、一般会計総括意見でも申し上げましたが、滞納整理システムを活用して、徴収に関する組織的横断的な支援体制等、滞納者管理として窓口の一元化を図り、徴収体制対策を徹底することが最優先課題と思慮されます。

保険給付費は大幅に増加し、国保税と保険給付費の差額が48.4%と、保険給付費の半分にも満たない厳しい状況が続いております。また、積み立て基金残高は、5,235万9,000円と大幅に減少いたしております。基準として、1箇月の医療費の3箇月分と言われているようでございます。

当町の場合、万が一、流行性病気等が発生した場合の対応が懸念されるところであり、十分な対応策の検討が必要と思慮されます。住民の健康を守る国民健康保険事業は、医療ニーズの多様化、社会情勢の変化等、国保財政を支える基盤の弱体から進行しております。医療費抑制のために健康づくりセンターを中心とした保健予防活動、医療費の通知、生活習慣病予防対策等、各種の施策が実施されております。今後、さらなる健康意識を高揚し、健康づくりセンターを有効活用した疾病の早期発見と早期治療による医療費の抑制対策等により、健全財政維持に努力されることを要望するものであります。

続きまして、老人保健特別会計について申し上げます。

高齢化が進む中、歳入歳出総額20億5,600万円と、前年度に比較して歳入及び歳出とも1億4,600万円の増加となっております。医療費給付費状況は、前年より大幅に増加して、20億円台に突入した高い数字でございます。

医療費適正化対策事業として、レセプト点検、調査事務による過誤調整及び第三者行為の求償事務により負担額を軽減するなど努力がなされております。今後も、がん検診、温泉保養券助成と国保の保険事業と連携を図りながら、高齢者の生きがいづくり、健康づくり対策等、健康保持と医療費節減対策に努力されることを要望いたします。

続きまして、下水事業特別会計について申し上げます。

下水道事業は、公衆衛生の向上並びに生活環境の改善を図る目的で、住民の要望にこたえて多額の経費を投入し建設されているものでございます。本年度は、延長3,033メートル、総延長40.6キロメートルの下水管渠の施設を実施し、接続数171世帯550人が新たに使用を開始されております。平成19年度末累計で、普及率28.9%、水洗化率67%となっております。

使用料収入についても、前年度と比較すると11.6%増加の7,500万円強の順調に推移している。浄化センターでの処理水も年々増加しており、平成19年度処理水量は57万5,968立方メートルとなっております。宮田川の水質についても年々向上しており、下水道整備の効果は確実に上昇していると思慮されます。住みよいまちづくり及び自然環境の保全を図る上からも下水道の整備は今後とも重要な課題でございます。

また、それと同時に公共事業債が、平成19年度発行額1億2,470万円、年度末残高31億8,573万7,000円でございます。現時点での償還ピークは、平成25年度の1億6,600万円強となり、ほかに別途管理費等が必要でございます。このように多額の経費が予想され、財政指標及び町全体の予算を考慮しながら、今後の下水道事業については十分に協議検討されることを強く要望するものであります。

議長（水町 茂） ここで暫時休憩します。

午後0時05分休憩

午後0時08分再開

議長（水町 茂） 再開いたします。

代表監査委員（井崎 俊博君） じゃ、続けさせていただきます。

それでは、5番目に介護認定審査会特別会計について申し上げます。

介護認定審査会が新富町、木城町のもと、平成19年度は審査会委員18名により、毎週2回開催され、1,942件の審査が実施されました。今後とも、審査が適正に執行されることを要望するものでございます。

続きまして、介護保険特別会計について、介護保険制度は高齢化社会の進行で家族の負担が重くなっている介護を社会全体で担うことを目的といたしております。介護を必要とするすべての人々が人間としての尊厳を守りつつ、最大限充実した老後生活を送られるよ

うサービス提供がなされることを望みます。

介護保険制度が発足して8年が経過しましたが、たびたび介護保険法は改正されております。介護保険料は、保険給付費の22.5%と厳しい状況でございます。収入未済額も年々増加傾向となっております。不納欠損の計上には厳正を期すものであるが、滞納者との交渉経過記録表の内容を分析して、近代審査の結果、介護保険法第200条第1項を踏まえてやむを得ないものと思慮され、その措置は適当と認めることといたしました。

今後とも保険給付費を抑制するには、要介護者の増加を防ぐため、健康づくりセンターを中心として町民の健康相談及び健康づくり、介護予防者への対応など、介護予防の各施策を引き続き積極的に展開されることを要望するものであります。

続きまして、高鍋都市計画畑田土地区画整理事業精算金特別会計についてでございます。

畑田土地区画整理事業は、高鍋町の中核となるまちづくり事業として20年の歳月と約61億円の事業費を投じ、46.2ヘクタールの事業を平成18年に完成いたしました。施行期間は、昭和62年3月から平成23年3月までが精算期間を含む日程となっております。

平成19年度までで大半が精算完了したものの、収入未済額545万円などが計上されております。精算期間、最終期間内には事業精算が終了するようなお一層の努力をお願いしたいと思います。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項及び地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付託されました平成19年度高鍋町水道事業会計決算を審査した結果につきまして、平成20年7月22日付にて、皆様のお手元に配付してございます意見書資料を町長あてに提出いたしております。

この意見書の内容につきまして、その概要を御報告申し上げます。

審査の対象は、平成19年度の高鍋町水道事業会計決算でございます。

審査の方法は、町長より提出されました決算書類及び決算附属書類について、1、決算の数値は正確であるか、2、予算は議決の趣旨に沿って適正・効率的に執行されているか、3、財務諸票は経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、4、事業経営は適正かつ効率的に行われ、その結果が地方公営企業法第3条に規定されている目的に従って実施されているかなどの諸点に主眼を置き、会計諸帳簿、関係書類、その他証拠書類などと照合・精査し、必要に応じて関係者に説明を求め、あわせて定期監査、例月出納検査等の結果を参考にして、計数及び経営内容の分析をしながら慎重に審査し、現地調査も実施いたしました。

審査の結果について申し上げます。審査に付託されました決算書類及び決算附属書類は地方公営企業法やその他の関係法令に基づき作成され、その計数は正確であり、関係帳簿と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示いたしております。

また、予算の執行、財務会計事務及び財産の管理についても、決算概要の意見のとおり適正に管理処理されていることを認めました。なお、水道事業の運営は、地方公営企業法第3条の規定の趣旨に従って執行されていることを認めました。

それでは水道事業の総括意見を申し上げます。当年度の水道事業状況を見ると、給水区域内人口及び給水人口は減少、給水戸数は若干の増加、普及率においては近年横ばいの傾向となっております。これらの計画に対しての目標達成には厳しいものがありますが、鋭意努力され、目標達成されることを期待するものであります。給水人口及び有収水量、有収水量率等の増減は、経営上の根幹で極めて重要なポイントでございます。平成17年度末にて完了した第3次拡張事業により、高鍋町全域に良質な水の供給、機械設備によるセキュリティ対策、給水量の確保等が良好として確認されております。

その反面、水道管敷設状況は、総延長16万7,085.09メートルのうち、約2万8,374.7メートル、約17%が老朽管として使用されております。これらは、高鍋町地域防災計画にも上げられている地震災害等に備えた管路網の整備や国が提唱している緊急時給水拠点確保事業として10時間以上の容量を持つ配水池の増設、その他日常的な改良工事などが予想されます。

平成19年度の経営分析における各数値は、決算概要の意見のとおりでございます。特に注目すべき点は、給水原価と供給単価が2年連続大幅な逆ザヤとなっていることでございます。つまり、203円43銭で作り、187円96銭で売り、15円47銭の欠損を計上していることでございます。

要因としては、給水収益の減少及び総費用の増加であります。特に、固定費等の増加については、費用対効果を十分に考慮してシミュレーションをされたい。また、各経営数値比率についても下降傾向となっております。給水収益に占める企業債元利償還額比率で56.7%と危険な高水準となっております。水道事業の将来を展望するに当たり、経営指標35.6%に近づけることは至難のわざであるが、全知全能を發揮し、全職員で努力されることを要望いたします。

今後、給水収益減少の要因として、南九州大学の移転に伴う給水人口減少、大口給水先の節水等、水道事業を取り巻く環境は良好とは言えません。このような中で、有収水量、料金水量をいかにアップさせるか。または水道料金の見直しを図るか、本町水道事業の大きな転換期であり、経営課題と思慮されます。

本年度の大口給水先の状況を一覧表で見ると、減少しており、前年度に引き続き、トップセールス等表敬訪問などを徹底して実施されることを特に要望するものであります。

また、水道事業の将来を展望すると、地震等災害対策、他町との給水管接続、広域共同事業、公営企業団方式の独立企業など、費用対効果を考慮した場合、検討する余地が十分にあるものと思慮されます。

水道事業の入札については、契約指名競争入札について、近代審査の結果、契約規則に基づき処理され、公平・公正の原則の厳守に努力されております。平成19年度の落札率

加重平均値は、15件で94.16%となっております。入札制度には十分検討されることを要望するとともに、さらに公平・公正・透明性の確保に万全を期していただきたい。

また、本年度の経営成績（消費税抜き）は、収益的収支で総収益4億3,695万2,384円、総費用4億2,198万807円となり、純利益1,497万1,577円を計上いたしております。資本的収支（消費税を含みます）では、資本的収入1億9,321万1,497円に対し、資本的支出は3億5,155万5,700円で、差し引き不足額1億5,834万4,203円となっている。これは、当年度損益勘定留保資金等で補てんされております。

財産状態については、BS貸借対照表に表示されているとおりでございます。当年度末の総資産は前年度に比較して1.4%の増加、一方総負債も50.5%の増加であります。資本金は、前年度に比較して0.4%の減少である。この資本金のうち、借り入れ資本金が73.6%を占めております。総剰余金は、10億382万4,552円で、資本剰余金が71.05%を占めており、利益剰余金は28.95%となっております。当年度未処分利益剰余金は1,497万1,577円で、未処分利益剰余金処分計算書において、すべて減債積立金として翌年度繰り越し利益剰余金はゼロ円となっているが、適切な処分と思慮されます。

以上のことから、総合的に判断すれば、当年度における水道事業の経営成績及び財政状態は、現時点はおおむね適正に推移しているものと思慮されます。水道事業は利用者の日常生活になくはならない水の供給を行う事業でございます。万一、自然災害等が発生した場合、リスクを最小限にとめるよう努めなければなりません。そのためには、災害時等のマニュアルに沿った災害対策研修会を従来以上に実施されることを要望いたします。安全で良質な水をより安く供給するため、経営基盤の強化とコスト意識を持った合理的な経営により、業務サービス向上に努められることを要望するものであります。

以上、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計決算審査意見及び各課局決算ヒアリングでの指摘事項に対して必要な措置を講じ、財務規則第101条第1項第4号の規定を厳守し、一層の事務事業の改善に努められたい。

本町の発展と町民福祉の向上、増進のため、執行部との議会が総力を結集してメインテーマである「みんなが変わろう、みんなでつくろう、我が町高鍋」の実現に向けてなお一層努力されることを切望するものであります。

以上で、決算審査意見についての報告を終わります。

議長（水町 茂） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会いたします。

13時30分から全員協議会を行います。

午後0時25分散会